

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年 第7回福津市教育委定例会
開 催 日 時	令和3年6月30日(水) 午前 9時30分から 午前 11時34分まで
開 催 場 所	福津市役所 図書館2階 研修室
委 員 名	(1) 出席委員 大嶋教育長、半澤委員、今村委員、 青木委員、農崎委員
所 管 課 職 員 職 氏 名	水上教育部長、赤間郷育推進課長、堀田文化財課長、 石津学校教育課長、宮原教育総務課長、大庭教育総務 課参事、藤岡主幹兼指導主事、山根指導主事兼教育指 導係長、石松指導主事兼教育指導係長、笹田総務企画 係長、川上主事

会 議	議 (内 容)	題 容)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第 1 開会の宣言 ・ 日程第 2 会議録署名委員の指名について ・ 日程第 3 福津市教育長職務代理者の指名について ・ 日程第 4 議案第 19 号福津市立学校通学区域審議会規則を改正することについて ・ 日程第 5 議案第 20 号福津市立図書館協議会委員の委嘱について ・ 日程第 6 議案第 21 号福津市学校給食委員会委員の委嘱について ・ 日程第 7 議案第 22 号福津市学校給食運営に係る諮問について ・ 日程第 8 議案第 23 号福津市立学校通学区域審議会委員の委嘱について ・ 日程第 9 議案第 24 号福津市立学校の通学区域の運用に係る諮問について ・ 日程第 10 報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育長の動静報告 ・ 諸報告 <ul style="list-style-type: none"> ○ 6 月議会報告について ○ 夏季休業中の学校閉庁日の拡充及びテレワークの導入について ・ 日程第 11 協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新設校について ・ 日程第 12 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後のスケジュールについて ・ 7 月の定例教育委員会の日程について <p style="margin-left: 40px;">7 月 29 日（木） 午前 9 時 30 分から 会場：庁舎本館 2 階庁議室</p>	
	公開・非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 一部公開
	非公開の理由			
	傍聴者の数	3 人		
	資料の名称			
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録			
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録			

	□要点記録
会議録署名委員	大嶋教育長
	半澤委員
その他の必要事項	
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
<p>大嶋教育長：資料の確認をさせていただきます。</p> <p>笹田係長：失礼します。</p> <p style="padding-left: 2em;">本日の資料は、今日の次第と別紙が2点あります。</p> <p style="padding-left: 2em;">6月の議会の報告が、総括質疑が一般質問の内容を乗せた物が1点と、あともう1点が夏季休業中の学校閉庁日の拡充及びテレワークの導入についてということで、次第のほかにも別紙が2点あります。</p> <p style="padding-left: 2em;">教育委員の皆様には、事前に5月の定例会の議事録をお送りしておりました。また各学校のほうに学校活動における気をつけていただくガイドラインを参考としてお配りしておりました。</p> <p style="padding-left: 2em;">そして、本日委員の皆様のお手元には、文科省の教育委員会の事業について、令和3年度の教育委員会事業について、教育委員の研修などが、コロナウイルスの状況で中止や見直しになっておりまして、そのお知らせが届きましたので、委員の皆様のところには現在置いております。</p> <p style="padding-left: 2em;">資料としては、以上です。</p> <p>大嶋教育長：はい、ありがとうございます。</p> <p style="padding-left: 2em;">それではよろしいですかね、水上部長から、農崎隆子委員の紹介をしていただきたいと思います。</p> <p>水上部長：おはようございます。</p> <p style="padding-left: 2em;">委員御存じのとおり、藤井委員様が4月で任期満了に伴いまして退任されておられます。その後の委員が決まっておりませんでした。このたび6月議会におきまして、教育委員の任命に係る同意についての案件が上程されまして、その中で先ほど教育長からも御紹介ありました、農崎隆子さんが教育委員として任命されましたので、御紹介させていただきたいと思っております。農崎さんにつきましては、6月4日から4年間の任期ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。</p> <p style="padding-left: 2em;">農崎さんから自己紹介をよろしいですか。一言お願ひできたらと思っております。よろしくお願ひします。</p>	

↓（農崎委員から、教育委員、事務局の自己紹介）

大嶋教育長： それでは、開会前ではございますが、本日の会議には3名の方から傍聴の申出がっております。福津市教育委員会会議規則第13条では、会議は公開すると規定をしております。よって、福津市教育委員会会議傍聴人規則第2条に基づきまして、本日の会議の傍聴については許可します。
事務局、入室をお願いいたします。

1 日程第1 開会の宣言

大嶋教育長： 皆さんおはようございます。

構成委員数5名のうち、ただいまの出席者数は5名で定足数に達し、委員会は成立いたしますので、令和3年第7回福津市教育委員会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

2 日程第2 会議録署名委員の指名について

大嶋教育長： 日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

福津市教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、会議録は私大嶋と半澤委員で確認、署名することとします。

3 日程第3 福津市教育長職務代理者の指名について

大嶋教育長： 日程の第3、福津市教育長職務代理者の指名についてを議題といたします。

教育長は、教育委員会の構成員かつ代表者であることから、その代理は事務局職員ではなく、教育委員が担うこととなっており、教育長が指名することとされております。

そこで、私から提案させていただきますが、これまでも教育長職務代理者を務めていただいております青木一乗委員を教育長職務代理者として指名したいと考えております。教育長職務代理者の任期は、次の職務代理者が指名されるまでとなっております。青木委員はもちろん他の委員の皆様にも御了解をいただければと思っております。

よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、教育長職務代理者は青木委員をお願いいたします。

今後どうぞよろしくをお願いいたします。

青木委員： お願いします。

4 日程第4 議案第19号福津市立学校通学区域審議会規則を改正することについて

大嶋教育長： 日程の第4、議案第19号福津市立学校通学区域審議会規則を

改正することについてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

石津課長：改めまして、おはようございます。学校教育課長の石津でございます。

では、議案第19号福津市立学校通学区域審議会規則を改正することについて着座にて説明をさせていただきます。

議案第19号福津市立学校通学区域審議会規則を改正することについて、福津市立学校通学区域審議会規則は、次の理由により改正する必要があるので、別案のとおり福津市立学校通学区域審議会規則の一部を改正する規則を制定する。

令和3年6月30日。

福津市教育委員会教育長、大嶋正紹。

理由、福津市立学校通学区域審議会において、委員の人数を増やし関係する校区の意見を広く聴取するため、条文を整備する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

では、改正する規則の詳細を説明させていただきます。

3ページ、新旧対照表をお願いいたします。

通学区域審議会規則第3条で、審議会の委員の総数は定められております。右側の旧のところですが、委員については10人以内の委員で組織すると規定されております。

今回、この議案がおった後にまた追加議案を提出させて頂くことを考えておりますが、通学区域の特例に関する運用を通学区域審議会に諮問することを予定しています。諮問に当たりまして、審議会の委員の選任を検討してきているところですが、今回諮問を予定している案件が、市内全域がその対象と考えられることから、広く意見を聞くことが必要であると事務局として考えております。

このことから、委員の定数を先ほども言いました旧の10人、現行の10人以内から12人以内と増員するものでございます。

説明については、以上でございます。

大嶋教育長：それでは、本案に対する質疑を受けます。

ございませんでしょうか。

半澤委員。

半澤委員：2人増やすことになった根拠というのはどういうことですか。例えば10校あるから、各その学校の区域から1人と、会長と副会長。と、そういったことでしょうか。

石津課長：通学区域審議会はもともと10名ですけど、前回は10名までは委任をしていない、委嘱をしていない。最大10人以内で構成をしている。それで、今回12人改める内容ですけど、まず委員構成を見ていきますと、識見者が1人、これは学校と関係ない識見を有する者です。それから、校長、PTAの代

表、その他教育委員会が必要と認める者。と、その中から選ぶんですが、校区が市内10小中学校ありますので、そこから役職に関わらず、校区から1人出せる環境をつくったほうが良いのではないかということで、今回10校区なので10人、それから、識見者で1人、あともう1人は余裕枠ですけど、12名ということにさせていただいています。

以上でございます。

大嶋教育長：よろしいでしょうか。

半澤委員：はい。

大嶋教育長：ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第19号を採決します。

議案第19号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがいまして、日程の第4、議案第19号福津市立学校通学区域審議会規則を改正することについては、原案のとおり承認されました。

5 日程第5 議案第20号福津市立図書館協議会委員の委嘱について

大嶋教育長：続きまして日程の第5、議案第20号福津市立図書館協議会委員の委嘱についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

赤間課長：郷育推進課からは、議案第20号福津市立図書館協議会委員の委嘱について着座にて説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

議案第20号福津市立図書館協議会委員の委嘱について、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和3年6月30日提出。

福津市教育委員会教育長、大嶋正紹。

提案理由は、福津市立図書館協議会条例第3条の規定により任命された委員の任期が令和3年6月30日をもって満了することに伴い、次期委員を委嘱する必要があることから、教育委員会の議決を求めるものでございます。

次ページの5ページの名簿を御覧ください。

今回委嘱するのは10名で、男女それぞれ5名の委員となっております。学識経験者から3名、学校教育及び社会教育、家庭教育の関係者から4名、公募による3名の委員構成となっております。

任期は、同条例の規定に基づき令和3年7月1日～令和5年6月30日までの2年間となっております。

それでは、委員について説明をいたします。

学識経験者からは、山元委員、河井委員、安徳委員の3名となっております。いずれも再任となります。

山元委員は、福岡教育大学の教授で、国語教育学を専門にされている方で、児童生徒のコミュニケーション能力について研究をされております。

次に、河井委員は、福岡県立図書館副館長や福岡県社会教育委員などを歴任され、子供の読書活動の推進に御尽力いただいております。

いそどり保育園園長の安徳委員は、公民館運営審議会の会長や、学校運営協議会のメンバーを務めるなど、市の社会教育や学校教育に精通をされております。

学校教育関係者からは、津屋崎中学校の清水委員、福岡南小学校の三宅委員の2名で、こちら2人とも再任となります。

秦委員及び宗岡委員は、子ども読書連絡協議会から選出していただいております、読書ボランティア活動を通じて家庭教育の向上に御尽力いただいております。

秦委員は今回が初めてで、新任となります。

宗岡委員に関しましては、令和元年1月7日から委員を務めておられますので、こちらは再任ということになります。

最後になりますが、漆谷委員、立山委員及び中尾委員は公募委員として選考された委員になります。

漆谷委員は、令和元年1月7日から委員を務められております。

立山委員と中尾委員は、今回新規に委員となられる方でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

大嶋教育長：本案に対する質疑を受けます。

ございませんでしょうか。

今村委員。

今村委員：質問がありますが、図書館協議会は年に何回ぐらい開かれて、その内容はどのような内容なんでしょうかね。

大嶋教育長：赤間課長お願いします。

赤間課長：条例で回数は定められてはいないんですが、通年大体3回程度行っております。

年度が新しくなりまして、まず1回目としましては、前年度の事業報告、それから、当該年度の事業計画を報告し、審議検討いただいておりますと、それで、年が変わりまして年度末近くなりまして、その年の事業の経過、それまで行った経過報告であり、また、次年度の事業計画案、こちらを報告・提出をさせていただいて、意見をいただいておりますと、それで、必要に応じて館長によって諮問することになっておりますので、令和2年

度におきましては、12月になりますけれども、図書館の管理経営方針、これを本年度定める予定になっておりますので、その件について提出・意見をいただいているというところで、昨年度は3回、前年度も3回を開催させていただいているというところでございます。

以上でございます。

今村委員：ありがとうございました。

大嶋教育長：よろしいですか。

今村委員：はい。

大嶋教育長：ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第20号を採決します。

議案第20号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程の第5、議案第20号福津市立図書館協議会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

6 日程第6 議案第21号福津市学校給食委員会委員の委嘱について

大嶋教育長：日程の第6、議案第21号福津市学校給食委員会委員の委嘱についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

石津課長：議案第21号福津市学校給食委員会委員の委嘱について、着座にて説明させていただきます。

議案第21号福津市学校給食委員会委員の委嘱について、別紙の者を福津市学校給食委員会委員に委嘱する。

令和3年6月30日。

福津市教育委員会教育長、大嶋正紹。

理由、福津市学校給食委員会規則第3条の規定に基づき、別紙名簿のとおり同委員会の委員を委嘱したい。

これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。7ページでございます。

学校給食委員会委員については、学校給食担当の教諭、養護教諭、栄養教諭及び学校栄養食の代表、それから、保護者の代表、学校給食会の代表、共同調理場運営委員会の代表、その他教育委員会が必要と認める者を選任することとなっております。

では、委員の個人の説明をしたいと思います。

まず、学校の代表としまして、小学校の校長である児島校長です。それから、福間東中の校長の白土校長、それから、小学

校の校長でありますけど、共同調理場の運営委員会の代表として、津屋崎小学校の校長の有馬校長。それから、保護者を代表しまして、神興東小学校の松本様、福間中学校の横山様、福間南小学校の今林様。それから、津屋崎中学校の濱様を選定することとしております。それから、小学校の教諭といたしまして、神興小学校の大賀先生。それから、栄養教諭として、福間小学校の大江先生。それから、共同調理場の栄養教諭として山口先生。それから、福間中学校の養護教諭の青木先生を委嘱したいと考えております。

以上でございます。

大嶋教育長：本案に対する質疑を受けます。

ございませんでしょうか。

ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第21号を採決します。

議案第21号は原案のとおり承認することを賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成であります。したがって、日程の第6、議案第21号福津市学校給食委員会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

7 日程第7 議案第22号福津市学校給食運営に係る諮問について

大嶋教育長：日程の第7、議案第22号福津市学校給食運営に係る諮問についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

石津課長：議案第22号福津市学校給食運営に係る諮問について、着座にて説明をさせていただきます。

議案第22号福津市学校給食運営に係る諮問について、福津市学校給食委員会に別紙のとおり諮問する。

令和3年6月30日。

福津市教育委員会教育長、大嶋正紹。

理由、福津市小中学校の学校給食の円滑な運営に際して、給食費の改訂と納入物資登録制度の導入に関して、福津市学校給食委員会へ諮問したいので教育委員会の議決を求める。

これが、この議案を提出する理由である。

9ページをお願いいたします。

諮問文の案をお示ししております。諮問の内容につきましては、記以下になりますが、1点目に学校給食費の改訂についてでございます。学校給食費については、平成26年度に改定した後に据え置きになっておりますので、小・中学校の給食費を検討して、令和4年度より改訂実施することについて諮問をし

たいと思っております。

次、2点目ですが、学校給食物資納入業者の登録に関する規定を整理したいと考えておりますので、もう1点はその件について諮問したいと考えております。

1点目につきましては、学校給食費の改訂でございますが、現在学校給食費については、1食当たりでございますが、小学校で250円、中学校で290円の単価となっております。これが26年度に改訂されたままになっておりますので、近年の食品の高騰、価格上昇等を踏まえまして、見直しの検討をしたいと考えております。

次に、2点目の学校給食物資納入業者の登録についてでございますが、これについては今まで学校給食で使われていた物資については、これまでの慣例から取引のあった業者から通常的に計上の的に買っているという状況でございます。これについて、市として正しく、偏った購入をしないため、例えば新しく参入できる業者さんがいるといったときに、これまでのままであると参入する余地がないので、その辺りを改めて登録をしてもらって、この学校はこういう場から買いましょうというような制度を確立したいということで、登録に関する規定をつくりたいと思っておりますので、それについて諮問をする予定にしております。

以上でございます。

大嶋教育長：本案に対する質疑を受けます。

ございませんでしょうか。

半澤委員。

半澤委員：給食費につきましては、どれぐらい値上げを想定しているのかなというのがやはり少し、保護者にとっての負担というところで気になります。もちろん昨今小麦粉だったりとかいろんなものが値上げしておりますので、ある程度の値上げは仕方ないという気もいたしますけど、少し生活が厳しい方だったりにとってはすごく重要な問題になってくるかと思っておりますので。それから、登録というのは、例えばプレゼン等をして、うちはこういう物を入れられますとかいう、そういった会を設けてから登録をしていただくなどといった形にされるということでしょうか。

石津課長：まず、給食費についてでございます。給食費について、この場で具体的にこの値段というのはお示しができないんですが、主食、御飯と牛乳だけで86円程度かかっております。残りが副食ですが、副食が中学校でいうと約200円、それから、小学校では164円程度を見込んで、1食当たり数十円の値上げになるのではないかと考えているところでございます。

次に、給食物資の登録についてでございますが、基本的に給食物資の中で登録をするのが、豆腐屋さんなど、地場で事業を

されているところと考えております。大きな物については、学校給食会などに発注をかけていますので、地元の中で調整ができる食材について登録をしていくと考えています。プレゼンというのは考えておりませんで、うちの店舗ではこういうのが幾らで入れられると。固定品目になりますが。野菜などは少し価格の上下がありますのでそういったことは難しいと思いますが、そういった物についての登録ということを考えているところでございます。

以上です。

大嶋教育長：よろしいですか。

半澤委員：はい。地場の食材を使うって、すごくいいなって思いました。

大嶋教育長：ほかにございませんでしょうか。

青木委員。

青木委員：現在の給食費の未納者の方の数を把握していれば教えてください。

石津課長：この場で未納者の方の具体的な数は持ち合わせておりませんが、経済的に苦しい方については、準要保護制度を用いまして給食費についても補助をしているところで、おおよそいつ振り込まれるかを学校に通知していますので、そのタイミングで未納があった場合でも回収はできていると考えています。

補助を受けられていないところで、未納者の方が若干いるということも考えられます。

給食費につきましては、学校給食費の公会計化ということ为国も言っていますので、それについても検討を進めなければいけないと考えているところでございます。

以上です。

青木委員：担任の先生の負担等にならないようにしていかなければなりませんね。恐らく校長先生の判断があるかもしれませんが。

大嶋教育長：ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第22号を採決します。

議案第22号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成であります。したがって、日程の第7、議案第22号福津市学校給食運営に係る諮問については、原案のとおり承認されました。

ここで追加議案につきまして提案として2件上程したいと考えております。よろしく願いいたします。

追加の議案をお配りいたします。

今皆さんに配付した6月30日追加の次第に差し替えをお願いいたします。

それでは、差し替えた次第により進行をいたします。

8 日程第8 議案第23号福津市立学校通学区域審議会委員の委嘱について

大嶋教育長：日程の第8、議案第23号福津市立学校通学区域審議会委員の委嘱についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

石津課長。

石津課長：議案第23号福津市立学校通学区域審議会委員の委嘱について、着座にて説明させていただきます。

議案第23号福津市立学校通学区域審議会委員の委嘱について、別紙の者を福津市立学校通学区域審議会委員に委嘱する。

令和3年6月30日提出。

福津市教育委員会教育長、大嶋正紹。

理由、福津市立学校の通学区域の運用について、過大規模校対策としての在り方を審議する必要が生じたため、福津市立学校通学区域審議会規則第3条に基づき委員を委嘱する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

まず、委員の構成についてですが、下に参考を載せております。委員については、先ほど議決いただきましたので、12名以内の委員で組織することとなっております。

まず、学校の校長の代表、それから、PTAの代表、識見を有する者、その他教育委員会が必要と認める者、この4号の規定に基づき委嘱することとなっております。

委嘱期間につきましては、委嘱の日から諮問に係る審議が終了するときまでと定められております。

2ページをお願いします。

委員の名簿を添付させていただいております。

まず、学校の校長を代表しまして、福間中学校の竹原校長。津屋崎小学校の有馬校長。神興小学校小学校の的場校長にお願いすることとしたいと思っております。

次に、PTAを代表する方としまして、上西郷小学校PTAの三宅様。福間小学校PTAの久保様。福間南小学校PTAの今林様。福間東中学校PTAの中村様。津屋崎中学校PTAの秦様にお願いしたいと考えております。

次に、3番の識見を有する方でございますが、福岡教育大学教授で学校教育ユニットに所属されております、飯田教授にお願いしたいと考えております。

次に、その他教育委員会が必要と認める者といたしまして、学校運営協議会から参加をお願いしたいと考えております。まず、神興東小学校の学校運営協議会の中里様。それから、勝浦小学校の学校運営協議会の西田様にお願いしたいと考えており

ます。

これで、先ほどの議案の中で説明しましたように、識見者を除きまして、各学校から何がしかの職で1名の参加をお願いしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

大嶋教育長：本案に対する質疑を受けます。

ございませんでしょうか。

ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第23号を採決します。

議案第23号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成であります。したがって、日程の第8、議案第23号福津市立学校通学区域審議会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

9 日程第9 議案第24号福津市立小中学校の通学区域の運用に係る諮問について

大嶋教育長：日程の第9、議案第24号福津市立小中学校の通学区域の運用に係る諮問についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

石津課長。

石津課長：議案第24号福津市立学校の通学区域の運用に係る諮問について、着座にて説明をさせていただきます。

議案第24号福津市立学校の通学区域の運用に係る諮問について、福津市立学校通学区域審議会委員に別紙のとおり諮問する。

令和3年6月30日。

福津市教育委員会教育長、大嶋正紹。

理由、福津市立学校の通学区域の運用について、過大規模校対策としての在り方を審議する必要が生じたため、福津市立学校通学区域審議会へ諮問したいので教育委員会の議決を求める。

これが、この議案を提出する理由である。

4ページをお願いいたします。4ページに諮問の案をお示しさせていただきます。

まず、諮問事項についてでございます。福津市教育委員会では、過大規模校となっている小・中学校に通学する児童・生徒及び保護者が、過大規模でない学校への通学を希望する場合、その意向を尊重し認める方法及び通学区域の運用を整理することによる過大規模緩和の方法を検討しており、次の事項について、貴審査議会の意見を求めたく諮問いたします。

(1) 過大規模校対策としての学校選択制の導入、校区外通学制度の拡充、特別認可制度の拡充の可否。

(2) 福津市校区外通学等の運用に関する規定第2条第1項第1号ウに該当する宮司2区、宮司3区及び宮司西区を特例地区とし、福間小学校または福間中学校へ就学を認めている運用の今後の在り方について、以上2点について諮問をすることとしております。

以上でございます。

大嶋教育長：それでは、本案に対する質疑を受けます。

ございませんでしょうか。

今村委員。

今村委員：よろしいでしょうか。

期限はいつまでとする予定でしょうか。

諮問する以上は期限があると思うんですが。

石津課長：はい。まず、諮問についてでございます。諮問については、今回先ほど議決いただきました委員の方への日程調整を行いまして7月のなるべく早い段階から始めたいと考えております。

回数についてですが、回数については予算上6回を最大の可能回数であると考えているところでございます。なるべく早く結果が出れば、早めに終わらせたいと考えているところでございます。

次に、諮問の最終時期でございます。これについては9月中、10月初め、そのあたりには終わらせたいと考えているところでございます。といいますのが、来年度のいつから運用するかという問題も、またその後協議会で諮って決めていかないといけないと思っておりますが、来年度以降の新学期に向けての準備期間、周知期間なども必要ですので、その辺を含めると10月前までには終わらせたいと考えているところでございます。

以上でございます。

今村委員：それともう1つ質問です。

新設学校のことですが、小学校、中学校、新設学校との関係とは別に切り離して考えているんですか。それとも、新設校に関係があるのか、そのあたりをお願いいたします。

石津課長：新設校については、今回明確な切り離しを考えています。通学区域そのものについては、現状では手を入れることはなく、通学区域の特例をどう運用していくかというところの絞って議論をしていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

今村委員：特別認可制度は、今、勝浦小学校だけですよね。そうすると、特認制度の拡充って書いてありますけど、あと考えられるのは上西郷小学校とか、人数が少ない神興小学校とかそのあたりになるんですよね。

石津課長：はい。

今村委員：そのあたりを具体的に諮問する際におっしゃるのか、審議会で考えていただくのか、そのあたりはどうですか。

石津課長：まず、今村委員がおっしゃるように、特認校で考えられるのは、現実的には上西郷小学校だと考えてはおりますが、事務局としてそこを特認校にしていこうという、最初から押し出して委員さんに諮問していくことではないのではと考えております。

やはり地域制、学校のこれまでの地域風土、学校風土というのがありますので、そういった問題も加味しながら、地域と共に進んでいかなければ、普通の通学区域外、校区外通学とは違いますので、その辺りも含めて、地域の意見なども踏まえながらの考えなのではないかと考えております。

以上です。

今村委員：審議会の答申をまず尊重するということですね。

石津課長：審議会の第1回目につきましては、現状のこととなると思います。児童生徒数の推移とか、その辺りを提出させていただいて、では今後どういう方法が考えられるのか、当然事務局からの意見は添えながらも、委員の皆様方の意見を聞いて、最終的な諮問でまとめていただきたいと考えております。

大嶋教育長：よろしいですか。

今村委員：はい。

大嶋教育長：ほかございませんでしょうか。

青木委員。

青木委員：いいですか。

新設校の件と案を切り離して考えるということで、少し安心したんですけど、過大規模を解消するまでにはこの件というのは至らないだろうと思いますので、勝浦小学校が特認制度を使っているように、そういう形で少数の学校を希望される方の幅を広げていくというそういう意味での提案なのではないかと思えます。

大嶋教育長：はい、よろしいでしょうか。

今村委員：現在、宮司2区、3区と、宮司西区は、津屋崎小学校校区ですよ。現在の通学区域は、どうでしたかねそのあたりは。それかどちらでもよかったですかね福間小学校と福間中学校。選択制だったんですよ。

石津課長：選択制という言葉が正しいかは少し置いておきまして、通学区域に関する規則によりますと、宮司2区、3区、西区については、津屋崎小学校の校区と定められております。

それで、校区外通学を認めるという制度があるんですが、その運用の中で宮司2区、3区、西区については、福間小学校、あるいは、福間中学校を選べば校区外通学として認めると、校区外通学はそもそも教育委員会が認めないといけないのです

が、その認める要件の事務局の運用として、宮司2区、3区、西区については、申し出があれば認めるという制度で現在運用されています。

ですので、選択制につきましては、全員がどちらかを選ぶというのが本当の選択制なのではないかと思うんですが、校区外通学を利用した選択制のようなものと考えていただけたらよろしいのではと思っています。

以上でございます。

今村委員：現在どれぐらいの児童が津屋崎小学校に通っているのですかね、前1回聞いたような気もするんですが、数字が分からないので教えていただきたいです。

石津課長：宮司2区、3区で福間小学校に行っている児童が140名程度です。

今村委員：140名ですか。

それで、福間中学校はどのぐらいの人数がいるのでしょうか。

石津課長：この場に数字は持ち合わせておりませんが、現在数十名と考えております。

今村委員：津屋崎小学校に通っている子よりも、福間小学校に通っている子が多いということですかね。

石津課長：まず、宮司西区については、福間小学校に通っている子は1名だけだったと思います。

あの子は津屋崎小学校に通っていると思います。

今村委員：津屋崎小学校に通っている子のほうが多いわけですね。

石津課長：もう明らかに津屋崎小学校のほうが近いので。

今村委員：近いんですね。

石津課長：宮司2区と3区については、2区が半分。地域的エリア的に半分ずつくらいなのではないかと。宮司3区は、もしかすると、福間小学校に通っている子のほうが多いのかもしれないです。

宮原課長：今の全体の地区で大体4割の子が福間小学校に通っています。宮司2区、3区、西区の中でです。

今村委員：それで6割の子が津屋崎小学校に通っているということですかね。

宮原課長：津屋崎小学校に通っていると思います。

半澤委員：津屋崎小学校が距離的に近いからそちらを選んでいるということですか。それとも学校の内容を見てこちらの学校がいいと思うから行っているんですか。

石津課長：距離的な近さを選ばれていると私たちは考えていました。

今村委員：なるほど。

石津課長：太郎丸、にしてつのレガネットがありますが、あそこから津屋崎小学校までは道なりに3キロと少しあると思います。福間小学校だと1キロもないのではないかとということで、宮司2区については、福間駅に近い側が福間小学校を比較的選ばれているという状況になっていると思います。

今村委員：これは就学を認める運用の今後の在り方と書いていますよね。

石津課長：はい。

今村委員：今も認めているわけでしょう。結局選択制のようなことを。

石津課長：認めています。

今村委員：それをどうするという事なんですか。

石津課長：認め続けていいのかという議論をする必要があると思っています。

福間小学校が、福間小学校への特認を認めたのが、平成18年度、合併したすぐ後だったと思うんですが、平成18年度の合併した後から校区外、区域外通学を認めると、近い距離の方は福間小学校、福間中学校に行っても良いと制度を設けたところでございます。

それで、そのときは、にしてつのレガネットの周り家があまり建ち混んでいなくて、福間小学校も児童生徒数が少ないという状況でした。その中で、距離も近く、学校も空いているので、行けるようにしたらよいのではというのが最初のスタートだと考えています。

それで、今回福間小学校も過大規模校になっている状況の中で、その例外運用を続けていいのかというところを議論をする必要があると思って、それについてがこの2番目の諮問であると考えております。

今村委員：分かりました。

大嶋教育長：ほかございませんでしょうか。

青木委員。

青木委員：いいですか。

今言っていたように、特別認可制度は少し別というか、そういう小規模校のところこういうのはあれなんですけど、あまりにもそうやって選択制みたいなことを広げると、仕事自体であるとか、事務的なことも煩雑になってくると思いますし、また今度新設校ができたとして、どうできるか分かりませんが、じゃあそこには行きたくないとか、そういう意見が出てきて、より計画どおりにいかないような気がしますので、そういうところを懸念されているのもあるかと思います。今の話については分かりました。

石津課長：よろしいですか。

諮問の中の1番で、仮に福間小学校の児童・生徒がほかの学校を選ぶことができる制度を構築したときに、片やそれが選べるのに、宮司地区は福間小学校を選ばせて、それが正しい方法なのか、片や減ることが想定されるのに、片や増やすことを想定する、そういう制度が制度としてどうなのかというところも含めて検討が必要なのではないかと考えております。

以上です。

青木委員：新しい校区とかできると、そういう問題が増えていく気はしま

す。

大嶋教育長：ほかございませんでしょうか。

半澤委員。

半澤委員：この名簿を見ると、各学校のPTAの方々も入っていますので、これこそ民意の反映ですよね、自分たちの地域から見たそれがどうなのかということをしかりと、私たちもずっと話し合ってきた問題ですけれども、皆さんがどう思っているかということを知りたい機会だと思っておりますので、しかり話し合ってください、それを参考にさせていただきたいなと思います。

大嶋教育長：はい。ほかございませんでしょうか。

ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第24号を採決します。

議案第24号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成であります。したがって、日程の第9、議案第24号福津市立小中学校の通学区の運用に係る諮問については、原案のとおり承認されました。

10 日程第10 報告

大嶋教育長：日程第10、報告についてでございます。

教育長の動静報告をいたします。紙面といたしましては、10ページでございます。

主なものでございますけれども、この期間につきましては、全員協議会がございました。それから6月議会ということで、本会議、特別委員会等に出席させていただいております。

以上になります。

教育長の動静報告につきまして何か意見、御質問等ございましたらお願いします。

今村委員：いいですか。

大嶋教育長：どうぞ。

今村委員：6月議会がありました、議事録もあるんですけども、新設中学校、小学校、両方になるか、どちらかになるか分かりませんが、もう2年近くずっとそのまま平行線できているので、教育長と市長との協議いろいろあると思うんですが、進めてほしいなと思っています。

本当に大変だと思うんですけど、令和6年の予定が、もう今造り始めたとしても9年になるという、そして、中学校も生徒数が最大で1,800人になるというちょっと信じられないような学校規模になるので、現場は大変だろうし、何か事故とか災害とかあった場合の避難のこともあるでしょうし、やはり保

護者の方も安心して預けられないと思うんですよ。それで、大変でしょうけど、ぜひ進めていってほしいと思います。

大嶋教育長：では、6月議会報告、水上部長。

水上部長：着座にて報告させていただきます。

事前に配付させていただいているかと思いますが、中に今回の6月の定例会における総括質疑と一般質問についての質問と第一回答についてお配りさせていただいております。

申し訳ありませんが、回答は省かせていただきまして、主な質問の事項のところをかいつまんで説明させていただきたいと思っています。

まず、お手元の資料の1ページです。こちらは統括質疑ということで、各党派がございまして、今回は4党派から質問が挙がっています。これにつきましては、市長の所信表明に基づく質疑・質問という形になっております。

やはり大きくは、先ほどの今村委員の質問にもありました、新設校について、または、喫緊の過大規模校対策についてのところが主な質問だったと思います。

まず、1ページの福津誠和会ですが、秦議員からの御質問でございます。こちら①というところと②ということですので、過大規模校対策について、現在過大規模校に通っている子供たちの環境を考えて、まず、短期的に取り組むべきこと、中長期に取り組むべきことについて具体的にお伺いするという内容でございました。先ほどの中でありました新設校を早期に建設しなくてはならないのではないかとということで、理想といたしましては、小学校2校、中学校1校を造るとというのが最善策なのではないかとということで、議員から質問としておっしゃっていただきまして、その中で早期の予算計上をどのようにしていくのかということが具体的なところでございます。

もう1つは、やはりGIGAスクール構想に関しての御質問です。昨年度各小中学校に一人1台、児童生徒と教職員に配付していますタブレットの活用について、今後どのように活用していくのかということの間でございました。

次ページの2ページです。

もう1つが大きな10番ということで、真ん中の中段あたりです。豊かな自然の保全と文化・歴史の継承ということで、世界遺産であります「新原・奴山古墳群」の今後の活用方法をどのようにしていくかということの間でございました。

2ページの下段の一番下ですが、次に新政会の米山議員からの御質問でございます。

こちらにつきましては、まずは2つありますけども、やはり所信表明の中での「校区再編とコミュニティ・スクールの推進を区別して考え」という表現がありましたものですから、もともと教育委員会といたしましてはコミュニティ・スクールを進

めていく中で、この表現としてはどういうことかということの御質問がございましたので、基本的には今までどおりコミュニティ・スクールは、進めていくという形で回答しております。

それから3ページに移っております。

3ページの中段の下のところ、④というところの御質問につきまして、新設校について今年の5月に市長に対しまして財産取得の申出をしている関係の中で、今回所信表明の中で御答弁として、それらがなかったかのような表現になっているところで、教育委員会としては方針転換をしたのか、方針の撤回をしたのかということの御質問でございましたので、こちらにつきましては、そういうことはありませんとし、申出の取り下げをした事実はございませんという形で回答しております。

3ページ、次は、ふくつ未来の下山議員です。

こちらも秦議員と同じように、短期的な中で具体的に運動場の確保はどうしていくのかとか、校区選択制度のメリット・デメリットについて伺うということで、4ページ以降のその形で意見が挙がっていました。

それから、その中で、下山議員がおっしゃった中では、新設校建設についてはどのような住民の意見、保護者の意見を取り入れていくのかとかいうことについて、対象者はどうするのかという御質問がありました。

回答といたしましては、候補地選定につきましては、基本的に、現状としては、具体的には決まっております。今後検討していきますということでお答えしていますし、新設校が決まったらワークショップ等を開催しながら市民の意見や保護者の意見を取り入れていきたいという形で回答しております。

それから、やはりGIGAスクール構想についての御質問もございました。

特に、前から下山議員がおっしゃっていた家庭への持ち帰りについてどのように進めていくのかということをおっしゃったので、現在ある程度家庭環境等の調査を行いながら、家庭に持ち帰る方法についても、課題もございしますが、検討していくということでお答えしております。

その中で、ICT支援員さんのお話につきましても、今年度からこれまで1名だった支援員さんを3名に増員するとお答えしております。

次に、5ページです。

同じく下山議員の御質問でございますが、次は過大規模校に、特に福間中学校のことについての御質問がございました。過大規模校化になっている生徒数900人の中で、特に部活動などには支障があるのではないかとということで、具体的な対策、解決策について伺うということで、質問が挙がっております。

中段以降の③につきましては、これも新設校建設、米山議員さんと同じように完成時期はいつかということです。候補地選定につきましても所信表明の中にあります、手光地区も含めた候補地の絞り込みという表現の中で、人口密集地に近いところというところで、少しそこの辺りをどのように考えるのか、手光地区であれば人口密集地から離れているのではないかという中での御質問でございました。

次に、6ページです。

12番といたしまして、豊かな自然と保全と文化・歴史の継承についてということでございまして、これもやはり「新原・奴山古墳群」を含めたいろんな津屋崎地区の豊かな自然と保全と文化・歴史の継承について、今後の学校教育と郷づくりをどのように進めていくのかということで御質問がございましたので、現在取り組んでおります活動の中の教育活動、勝浦小学校の人形浄瑠璃とか、津屋崎小学校の山笠等を世界遺産の「新原・奴山古墳群」につきましても各学校とも地域カリキュラムを位置づけまして取り組んでいきますし、今後地域コーディネーターを活用しながら、またさらに力をいれていくという形で回答しております。

6ページの下段には、玄風会の横山議員でございまして。

こちらにつきましては、竹尾緑地についての方針に変わりはないのかということと、教育委員会と市長の意見が食い違っていたところを今後どのようにしていくのか、7ページでございしますが、そういったところについての御質問でございました。

次、8ページです。

こちらからは一般質問です。こちらにつきましては、8名の議員の方から質問が挙がっています。

まず、榎本議員につきましては、やはり学校建設問題の中で学校の新設計画についての現状の方向性についてということで御質問が挙がっております。それから、本年3月に業務が完了致しました学校施設整備計画について、これに基づいてどのように進めていくのかということと、また、学校の現状での課題の中で、やはりICTの活用ですとか、いじめ・不登校の特別支援教育の充実などについて御質問が挙がっています。

次、下段にいまして、石田議員です。石田議員につきましては、主に地域学校協働活動についてということでございまして。御本人が地域コーディネーター、または統括コーディネーターをしていただいている関係で、この中でICTタブレットを活用して地域と学校環境をどのようにつなげていくのかということと、さらに進めてほしいと、そういった中での御質問でした。また、9ページですが、上段に、活動する中で地域コーディネーターを含めた活動の中で、ポケットWi-Fiの貸与

について検討はしているのかという御質問がありました。

次、中村清隆議員でございます。

中村議員につきましては、中央公民館に関しての御質問で、した。中央公民館の今後の在り方について市民の方々の中でもさまざまな話題になっておりますし、行財政改革大綱の第3次の見直しが行われている中で、中央公民館を今後どのようにしていくのか、中央公民館がなくなるんじゃないかという市民の不安、費用をどうするのかといった中で、今ある利用団体の数であるとか、特に公民館の耐用年数とか、団体を含めた利用者の数が現実的には約5万人が年間利用されている中で、どのように進めるのか、中村清隆議員の思いといたしましては、中央公民館をなくすべきではないというような中での御質問だったかと思えます。

次に、10ページです。

中村議員の続きで、最後に⑥といたしまして、今後の中央公民館のビジョンについてどのように考えていくのかという御質問がございました。

それから、福井議員でございます。

福井議員につきましても、やはり過大規模校化の対応についてということと、GIGAスクール構想、オンライン学習についてということで、2つの御質問がございました。

(1)のところで、本市が目指す教育の目的の方向性というところで、教育委員会としての方向性についての御質問を含めながら、コミュニティ・スクール、そして、小中一貫教育についての御質問がっております。

11ページですが、その中で石田議員と同じように、地域学校協働活動についても御質問がありました。

それで、11ページ中ほど(2)でもありました福間中学校区の過大規模校化対策という中で、今後短期的な取組、長期的な取組、同じような質問でございますが、今後どのように新設校の建設計画をも含めまして、引き続きやらなくてはならない問題と、新設校問題をどのように進めていくかということについて質問をされておられます。

12ページです。

(3)といたしまして、GIGAスクール構想に基づくオンライン学習ということでございます。これも石田議員さんと同じような内容になるのですが、今後活用して進めていく中で、具体的なICT支援員さんの配置の進み具合についての御質問が挙がっております。それから、やはりコロナウイルス等の感染症で休校措置が取られたときに、タブレット等を使っての家庭学習の環境は整っているのかという御質問もございました。これについては先ほども言いましたアンケート調査を行いまして、インターネット環境を確認しておりますので、その中

で今後どのような形で進めていくかということで回答いたしました。

それから、13ページです。

こちらは、蒲生議員でございます。これは中村清隆議員の質問と同じような内容です。中央公民館の在り方について、やはりどのような形での廃止なのかということをおっしゃって、決定がどのようになされたのか、今後その利用者の方々の受け入れ先はどのように考えているのかですとか、やはり中央公民館は防災避難所としても活用すべきではないかなどということも、利用者が年間約5万人いる中でどのようにしていくのかということで御質問挙がっていました。

それから、尾島議員です。

尾島議員につきましても、生涯学習についてということで、まずは、現在新型コロナウイルス感染症が蔓延している中で、昨年度と今年度の取組の中で生涯学習の取組はどのようになってゆくのか、活動状況、利用者が減っていくのではないかとといったことにつきまして、今後の課題についての御質問がございました。

その中で、先ほど申しましたコロナ禍における現在の活動状況の課題についてということと、活動拠点についてどのように考えているのか、特に中央公民館についても問われまして、今後の方向性についての質問が挙がっております。

14ページです。

尾島議員は、やはり生涯学習の活性化を本市として進めているので、衰退しないような形で今後進めていっていただきたいということで御質問が挙がっております。

それから、次に田中議員でございます。

田中議員につきましては、やはり過大規模校対策という中で、学校建設のこともありますし、先ほど通学区域審議会の話でもありましたとおり、今後勝浦小学校とか上西郷小学校の小規模校をどのようにしていくのかということをおっしゃいました。

その中で、もう一つが教育委員会の組織運営の在り方について、改善点や変更点はあるのかということで御質問が挙がっています。

そして、15ページです。

先ほどの上西郷小学校の関係の特認校であるとか、勝浦小学校の小規模校入学特別認可制度であるとか、そういったところについてということと、校区外申請の在り方について、やはり大規模校から小規模校に行かせるような手だてというものを考えてほしいということが趣旨であったかと思っております。

次で最後ですが、戸田議員につきましては、学校施設の適正

化に向けてということで、まず先ほど説明しました、学校基本整備計画の中で、学校施設の再配置、給食調理施設、新設校、学校施設の長寿命化の4つの大きな柱について、計画の中身につきまして御質問が挙がっております。今後その整備計画に基づきまして具体的な取組としてどのように進めていくのか、小規模校についてどのように考えていくのかということでございます。

最後16ページですけれども、この中で大きく新設校計画につきまして今後どのように進めていくのかということ御質問が挙がっています。

最後に現在直面している問題といたしまして、過大規模校の緩和に向けて、短期的に示していくもの、具体的な今取組の状況、どういったことに取り組んでいるのか、また今後取り組んでいくことについて具体的な取組計画についての御質問が挙がっています。

一応簡単でございますが、6月議会の質疑・一般質問につきましての報告でございます。以上でございます。

大嶋教育長：今の説明につきまして何か御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

半澤委員。

半澤委員：4ページのこの下山議員の質問についての回答のところ、新設校についてはワークショップを開催し、教職員や保護者、地域住民の声をお聴きすることは、非常に重要であると考えております。

こちらは、市長が答えられたんですか。

どなたが答えられたんですか。

水上部長：第1回答なので、市長が答えられました。

半澤委員：こちらは市長の回答ということですね。

先ほど水上部長がおっしゃった部分で、そのワークショップについて、新設校が決まったらワークショップを開設し、と説明されたので、私も少し議会などを見せていただいたりしていますけど、市長がすごく市民の声を聴いて、それを反映していくと、そういうプロセスがすごく重要だということを第一に言われているなと思ったんですが、こちら、先ほどの説明ですと、そのワークショップというのは、その学校がどこに建つか決まった後、その学校の具体的な内容についてのワークショップというふうに部長は言われたのではないかと、少しここは食い違っているような気がしたので、ここをお伺いしたいと思います。

水上部長：半澤委員のおっしゃるとおり、教育委員会といたしましては、新設校が決定した後、今後学校をどのような形の学校にしていくのかということについてワークショップ等を開催しながら進めていきたいという思いで回答させていただいているところで

すけれども、市長の思いとしては、候補地選定につきましても市民の意見等踏まえて選定してほしいということでございますので、教育委員会の中でも昨年度もいろんな市民意向調査とか、PTAが行ったアンケート調査等もございますし、また、一番にスピード感をもって早く建設するべきだという思いの中で、どこまで意見を聞くべきなのかというところで、全く聞かないということではないんですけども、その方法についてはまだ現在検討しているというような形で教育委員会としては回答しております。

今村委員：いいですか。今の件に関してですが、ワークショップを開催し、教職員や保護者、地域住民の声をお聴きすると市長は答えられていますよね。昨年度意向調査などを行ったと思うんですよ。それから、福間南小学校、福間小学校のPTAのアンケートですが、それも行っていきますよね。さらにもう一回行うということでしょうか。市長はここにいらっしゃらないので答えにくいかもしれませんが、意見を聞くといっても、6万7,000人ほどの全部の意見を聞くことはもちろん不可能ですし、そのために校区審議会などがあるので、そういったものをきちんと活用すれば十分意向調査というか、住民の意見を聞いたことになるんじゃないですかね。また、アンケート等を行うとなると先延ばしになるばかりだと思うんですよ。これは意見ですけれども。だから、やはりもう喫緊の課題ですからね、早く決断してほしいなと思います。

大嶋教育長：ほかございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次にまいります。夏季休業中の学校閉庁日の拡充及びテレワークの導入について、藤岡指導主事からお願いします。

藤岡指導主事：失礼いたします。

今年度の夏休みに限って、こちらは学校校長に通知したものでございます。夏季休業中の学校閉庁日に関しては、働き方改革の観点から、毎年盆休みの期間に設定しているんですけども、その1ページ目の背景のところにありますように、設定をして、いわゆる先生たちが年休などを取りやすくするための1つの措置として、学校を閉めて、これも広く保護者とか地域住民に知らせることによって、いろんな対応がないように閉めるんですけども、なかなかこの期間の中では、まとまった休みが取りにくいという声がありましたので、それを拡充するものでございます。

それで、もう1つが、テレワーク、コロナ感染拡大防止の観点から、在宅による勤務を可能とするものの取り決めに市で行っているものでございます。夏休みの働き方改革とも併せて、仕事を家でできるようにいろんなサービスの規定とか、管理規

定があるんですけども、一番大きなものは、特に先ほどから話題になっています大規模校においては、児童が来ない夏休み中、職員室で主に仕事をするのですが、人数が多くて非常に密な状態を避けられなくなっています。せめて、子供が来ない夏休みに関しましては、出勤者を減らして密な状態を減らす環境をつくりたいという願いで導入に取り組んだところでございます。

福間中学校が校舎改築の関係で、職員駐車場が限定されるということもあって、そもそも全員出勤できないという声もあったところです。

福間中学校に限らず、そういったことから、テレワーク在宅勤務を可能にする取り決めをしたところでございます。

対象は、県費の職員ですので、市の職員に当たる方々は市の規定がございますので、一律にこの閉庁日に当たりこのテレワークの導入には対象にならないという報告があります。

あといろんな取り決め、これ学校に遵守してもらわないといけないことがあります。学校の閉庁期間に関しては、日直とあって、職員の代表勤務もおりませんので、外部には職員は誰も来ませんとお知らせをしているところでございます。その代わり緊急の場合の連絡先は、教育委員会学校教育課で受けることも保護者や地域の方には御周知してもらおうようにしています。

その期間は、外部には学校は誰も来ていないという前提ですけども、職員は年休を取りやすい期間だということで、休む場合は年休とか夏季の特別休暇ということで申請を出して休みますけども、勤務してはいけないというわけではないので、職員が来て仕事をしているということももちろんあります。

ただし、子供を呼んで補充学習とか、当然部活動とかというのをもうしないということにしているところでございます。

今後、各学校の学校閉庁期間につきましては、一番後ろの別紙に各学校の分をつけていますので、この期間はホームページに関しましては、現在一律に市内の学校は閉庁になっていますということで、最後の福間中学校がほかの学校と違うのは、もう既に10日と11日に三者面談が入っているということでこのように期間をずらして学校閉庁にしたということでございます。福間中学校に関しては、面談とかも駐車場がないから、少人数というか、いろいろと期間をばらしてこの面談をする必要が生じているので、こういった長期にわたる面談期間があるということで、10日、11日が休めないということで設定をさせてもらっているところでございます。

これもまた、ホームページに掲載するとともに、学校は保護者や地域には、各学校でお知らせするようになっていきます。

最後、テレワーク在宅勤務ですけども、これもいろんな取り

決めというか、サービスの働き方とか、その管理に関しましては、十分学校で校長から指導してもらいます。

県から、こういったテレワークはほかではしていません。おそらく福津市独自ですね。可能になることを認めたものですので、特に県からは在宅勤務を認めて、不祥事が絶対起きないようにということを十分指導してくれということをおっしゃっています。それは、市教委からも、校長からも職員には指導をしていただきますけども、最終的には規範意識、もしくは、倫理観が大事だと思っていますので、そこは先生方には自覚してもらうということで、在宅勤務を推奨していくところでございます。

以上、報告です。

大嶋教育長：今の説明につきまして御質問、御意見ございましたらお願いします。

今村委員：よろしいですか。

福津市は初めてですか、夏休みのテレワークというやり方は。

藤岡指導主事：そうです。今年限定です。

今村委員：今年限定。

藤岡指導主事：限定です。

今村委員：コロナ禍ということもあるわけですね。

藤岡指導主事：そうです。コロナ禍ということもあって実施してみようかと。

今村委員：的を得ないかもしれませんが、私はテレワークと働き方改革は、本来別のものだと思うんですね。

藤岡指導主事：別です。

今村委員：働き方改革は日常の職場活動の中での改革であって、つながる部分はもちろんあるでしょうけど、年休を取りやすいということもあるから、年休を取るのと働き方改革はまた別だと思うんです。

藤岡指導主事：そうですね。

今村委員：今年限定ということなんですね。やってみる価値はあると思います。

藤岡指導主事：はい。ありがとうございます。

今村委員：あとで実態はどうであったか、把握だけはお願いしたいです。

藤岡指導主事：そうですね。はい。ありがとうございます。

大嶋教育長：ほか委員さんで質問、御意見はございませんでしょうか。

それでは、報告事項については終わらせていただきます。

1 1 日程第 1 1 協議

大嶋教育長：日程第 1 1 の協議事項についてでございますが、新設校について、竹尾緑地案だけでなく他の候補地での案の場合の費用やスケジュール、教育施策など、市として改めて比較検討していくことになるかと考えておりますけれども、庁内の協議がまだ進ん

でない内容になりますので、非公開とすることを発議いたします。

非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成ですので、この案件については公開しないことに決定いたします。

誠に恐れ入りますが、傍聴の方につきましては退室をお願いいたします。

↓ (非公開部分)

1 2 日程第 1 2 その他

大嶋教育長：それでは、日程第 1 2、その他の事項についてお願いします。

笹田係長：今後のスケジュールですが、資料の一番後ろ 1 1 ページに本日から 7 月末までのスケジュールを載せております。

教育委員の皆様に関わる部分を御案内いたします。

7 月 1 4 日、神興幼稚園の定期園訪問を予定しております。集合時間などの詳細がまた届きましたら委員の皆様にお届けしますので、よろしくをお願いいたします。

次回の教育委員会定例会は、7 月 2 9 日、今のところ庁議室を予定しております。時間は 9 時半からです。

以上です。

大嶋教育長：ありがとうございました。

1 3 日程第 1 3 閉会宣言

大嶋教育長：日程第 1 3、以上で本日予定されていた議事日程は全て終了いたしましたので、これで令和 3 年第 7 回福津市教育委員会定例会を閉会します。

ありがとうございました。お疲れさまでした。